The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜書評＞ 吉原達也著「「バハオーフェン『母権制』とローマ養子法の一側面」(『法政研究』七〇巻四号)」
Author(s)	林, 智良
Citation	法制史研究. 2006, 55, p. 281-286
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/51766
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

なし、その巨大な蓄積を背景に有するものである。その中核に平田公夫・春山清純との共訳によるJ.J.バハオーフェン『母権制』(上)・(下)(白水社、一九九二・一九九三年)(以下、『母権制』と略記)と、平田公夫との共訳による同『古代墳墓象徴試論』(作品社、二〇〇四年)という浩瀚な邦訳が存在することは周知の事実であろう(なお、前者については本誌四四号三〇九頁―三一三頁に中村雄二郎の書評がある)。そのため、これらを充分消化することなしに本稿のテキストとその近辺を追うだけの作業では、努力しても限界があることを深く自覚するが、本書評では、以下に本稿の内容自体を順次要約紹介したうえで評者なりの連想に基づく若干のコメントを付すことでその責めを塞ぎたい。

一　問題の所在

スイスの法制史家バハオーフェンは『母権制』(一八六一年)において母権制から父権制への歴史的発展という図式を提示した。その所説は、日本において中田薫らの手により受容されている。しかし、今日では人類学・民族学のフィールドワークによってその図式は否定されており、「母権制」の観念世界が「空想的な母権時代の図絵」(大林太良)とも評されている点は否定出来ない。バハオーフェンは、ギリシア・ローマの神話を原史料として、そこから観念の成層、そしてその祖型を引き出す手法をとり、その手法はローマ法源に対してもとられている。そもそも、この『母権制』は、『古代墳墓象徴試論』とともに新たな『ローマ史』構想の一環を形成するものであり、著

吉原　達也著「バハオーフェン『母権制』とローマ養子法の一側面」(『法政研究』七〇巻四号)

本稿は全体で二章構成二二頁の比較的コンパクトな論考であるが、著者が永年取り組んできたバハオーフェン研究の一環を

者は上述のような解釈手法に関心を持ちつつ、バハオーフェンの抱いたローマ家族法の歴史に対するイメージを婚姻、嫁資、相続、養子といったキーワードを手掛かりに確認したいとする。本稿ではその一環としてローマ法上の養子をめぐる問題に限定したうえで、バハオーフェンが用いた法制史家としての手法の一面、特にローマ法源解釈の手法を探求したいと企図する。

二　『母権制』におけるローマ養子法の諸相

1　『母権制』における養子法の位置づけ

養子制度とは、婚姻制度とともに長い歴史を有する身分法的現象であるが、人為的擬制的な性質が充満しているだけに、婚姻よりもはるかに複雑で波乱に充ちた過去を持っている。親族、親子、夫婦など身分法的関係は自然的・所与的である点において人為的・所作的である財産法的関係とはつねに著しい対立をなしている。養子制度は、その身分法の中にあって完全に人為的な関係であるが、しかし古来多くの社会により承認されてきた。養子制度の発生・持続を可能にする動機は家族的要求と個人的要求の二つである。前者は経済的意味と、時に宗教的信念から自らの永続を願っている家族団体が、血族による自らの承継が不可能な場合に法的擬制を応用して自然を超克しようというものである。後者は、子をもちたいという本能的欲求が拒まれるときの代替手段であり、婚姻他の自然的な諸方法が不可能なとき、養子縁組によって結びつけられた二人を社会的に親子として、両者間に真の血縁が続いているかのようにみなしたものである。バハオーフェンは、さまざまな伝承とローマ法源のなかに養子という観念の諸相を発見し、アポロン的段階の父性観念の形成が養子縁組の発展のなかで顕著に示されると言う。彼は『母権制』序説において、デメテル的原理のもとでの養子が「母の子」として自然の真理を逸脱できないのにたいして、アポロン的理念に基づく養子は、精神的な子の縁組へと発展し、母系にはない直系承継の理念を完成して、一族の不滅というアポロン的理念をもたらしたとのべる。

2　養子観念の変遷――エウリピデス『イオン』

バハオーフェンは、養子の観念の発展が象徴的に示されるものとしてエウリピデス『イオン』を取り上げる（周知のごとく、エウリピデスは前五世紀アテナイの人であり、三大悲劇詩人の一人である）。著者は、まずこの作品のあらすじ（アポロンがアテナイの王女クレウサに生ませ、クレウサが捨てた罪の子イオンが成長後、自らの素性を知らずしてクレウサと関わり、その養子になったり毒殺されかかったりする）を自ら丁寧に補充紹介したうえで、これを大地的母権制からディオニュソス的父権制を経てアポロン的父権制へと至る三段階の象徴と捉えるバハオーフェン『母権制』第一一四節の議論を検討する。まず、第一段階の大地的母権制とは、クレウサが属するアテナイ王家に象徴されるものであり、同王家では実の母子関係が明らかになってはじめて王位継承権が正当化されるのである。ここにはエリクトニオス―エレクテウス一族に一貫して流れる母権的思想が見てとれる。第二段階のディオニュソス的父権制は、（クレウサの夫で異国出身の）クストスに対するアポロンの神託に

象徴される。アポロンはイオンが自分の子であることを明かさず、クストスの庶子だとする。そしてクストスとイオンの父子関係はバッコス＝ディオニュソスの宵祭りに求められている。クストスは二度デルポイに出かけたが、一度目にクストスはバッコスの宵祭りに肉体的父として、二度目にアポロンの神託によって精神的父として子を授かったのである。第三段階のアポロン的父権制が、このディオニュソス的父権制の段階のうえに登場する。イオンが使った天幕が、ヘラクレスの手でアマゾン女族から奪われた物であることのシンボリズムとして示される。この天幕はアマゾン女族の純粋な光の原理への服従を意味する。アポロンが父権制に完全な精神性を付与し、それによって大地的母権制とディオニュソス的父権制のもつ物質性は完全に克服される。

3　「養子は自然を模倣する」

母性中心の養子観念から父性的な養子観念への推移は、ローマ法源中にも読み取り可能である。自権者養子縁組(adrogatio)制度は、生殺の権を中心とする家長権を招来するためにのみ存在したと解するのが通説である。著者はこの論点に関してバハオーフェンが行った史料操作（ゲッリウス『アッティカ夜話』(Gellius, 5,19,9)）を検証し、バハオーフェンが（意図的かどうか判然としないが）生殺の権にかかわる箇所を削除して読むことで自然的な関係の擬制ないし「自然の模倣」(imitatio naturae) という点に力点を置くものと理解したとする。バハオーフェンは、そのうえで養子と「自然の模倣」の関わりを古典古代世界に追求してゆくが、その中にはディオドロスの伝えるヘラとヘラクレスにまつわる神話（ヘラがヘラクレスを養子にする際、分娩を模したというもの）や、ストラボンやディオドロスの伝えるイベリア人他の擬娩の風習があり、これらはそれぞれ男性原理の従属と母性の優位とを示すものであるという。

次いで、議論は〔古典期〕ローマ法における母権制と父権制の対立に移る。両者の対立は子の身分を決定する基準が分娩時か懐胎時かによってあらわされるというが、バハオーフェンは、ガイウス、ウルピアヌス、ネラティウスの法文を援用したうえで、分娩時基準と結びつく母権制は、ローマ法において市民法上の婚姻要件が満たされない場合にのみ適用されるあくまで従属的なものであり、懐胎時基準と結びつく父権制が基本であるとする。そして、市民法と自然法との対立の帰結がここに示されているとする。

4　ローマの養子法

ディオニュソス的段階では、父性は擬娩によって母性とその自然的真理を受け取り、未だ自然的＝物質的な観念のもとにあった。ディオニュソス的な中間段階からアポロン的父性観念への上昇をもたらした契機は、ローマ法学者たちにとって、国家と家をともに支配するインペリウムという政治的視点が母性原理の従属化と完全な疎外を内包していたことにあった。ローマの養子理論をめぐっては二つの視点＝原理が存在する。第一は男性による支配＝権力関係（家長権ないし父権制）であり、第

二はアポロン的父性観念である。前者からは、女子が養子をとれないという原則が導かれる。後者からは、無妻帯者も養子縁組をなしうること、息子を有しない者も孫としてある者を養えること、老齢者及び性的不具者も養子縁組をなし得るという諸命題が導かれ、これらが自然原理無視の証左とされる。長幼逆転した養子縁組については、共和政末期に自然からの逸脱であるというキケロからの批判が存在したにもかかわらず既に顕著に行われており、ガイウスの時代にも多くの法律家がこれを認めた。ユスティニアヌス帝の時代には揺り戻しがあり、年少者は年長者を養子とすることができないとして自然的真理に即した判断をくだしている。バハオーフェンは、この判断にユ帝の広範な物質的観点をみとめている。最後に、収養者と被収養者の同時存在原則〔近隣地所在原則の趣旨か?〕も本質的なことではなくなるとされる。

5　遺言による養子——カエサルとアウグストゥス

ここでは、家長が遺言によってある者を養子とする慣行が扱われる。これは自権者養子縁組・他権者養子縁組と違ってローマ法学者の言及対象とはならず、その性質について学説の不一致点も多い。これについてまず、一八四八年『ローマ市民法論文選』所収のバハオーフェン「遺言による養子」での議論が検討され、『母権制』での議論との比較考察の対象とされる。前者は、遺言による養子は、故人の財産法上の代理を全人格の代理へと高めるものであったとする。遺言による養子は、相続人のみを対象として行われるもので、相続人を故人の子として結果的に自権相続人と同等に扱うものである。それには故人の政治的地位の襲位という効果も伴うが、その一例としてカエサルとアウグストゥスの関係が論ぜられる。その後に生者間での養子、カエサルの名の命名がこの慣行に代えて用いられるようになったとする。次いで『母権制』での議論に移るが、ここでは「父性観念」、「精神性」というキーワードが新たに用いられ、母権制から父権制、母性観念から父性観念への発展過程の中に遺言による養子が位置づけられる。つまり、これにはディオニュソス的父性観念からアポロン的父性観念への移行という最終段階を読み取れるという。その例として、まず貴族（パトリキ）男性に対して女性からなされた遺言と、遺言に際しての襲名条件付与という問題が論ぜられる。次いで、養子となり自らの名を継ぐよう求めたカエサルのアウグストゥス宛遺言が例として論ぜられる。バハオーフェンは、これによってアウグストゥスが財産を相続するだけでなく、カエサルの名前を継ぐことによって養父カエサルの精神的相続人として、ユリウス氏の継承者となったという。この関係はきわめて「精神的なもの」であり、母性観念よりはアポロン的父性原理と結びつくという。この「遺言による養子」も、後にはカエサルの名前を命名することで代えられるようになった。この命名による方法は何らの手続も法的擬制も必要としない単なる意思表示であり、命名による父子関係の創設として自然的＝性的基礎から完全に解放され、精神性をさらに高めたものである。続いて「名」(nomen) と「家」(familia) の精神的意義が論ぜられたうえ

で、結論として、カエサルがアウグストゥスを養子としたことは、アポロン的＝精神的父性の不滅を完全に検証し、これが「発展」の最終段階として象徴的な意味を付与されたものと捉える。

6 小結

以上を受けて、エウリピデス『イオン』とカエサル―アウグストゥスの養子縁組が、それぞれアポロン的精神的父性の神話的な提示と歴史的事実（ただし、特定の場所性他を離れ、普遍性を獲得した「指導思想」としての歴史事実）としての再現としてまとめられる。ただし、バハオーフェンは究極の精神的かつ純粋な父性観念＝父権制を最終的絶対的なものと考えていないと著者は推測し、そのうえで、玉座の父権制に基づく継承と玉座の母系的由来に対する意識がイオンの場合もカエサルの場合も併存する点を指摘する。かくして、ローマとアテナイが相互依存の関係にありながら、父権制への発展の中心をなす様を叙述したうえで、アウグストゥスの像と政策に母権制に対する父権制の勝利を見る。最後に、ローマ法学における養子関連の法源について、ここに自然対人為、母性対父性、物質対精神の対立構造が示されること、さらにユスティニアヌス期に前者の優位が再び主張されることをバハオーフェンの慧眼として指摘する。

以上が評者なりの要約である。養子制度を「自然の模倣」と聞くとき、評者は“natura”が、「生まれようとしているところの」と直訳可能なことを想起し、あわせて（本稿で著者は直接言及されなかったが）『学説彙纂』でのウルピアーヌスの自然法規定（D.1,1,1,3）を連想する。人類の婚姻・出生・育児を他の自然界の動物と結びつけるこの規定は、法思想史的にとかくの議論を呼んでいる箇所であるが、本稿で指摘された身分法の持つ自然的・所与的性格と財産法との異質性とをあわせて考えると、これを市民法の中にありながら婚姻・出生・育児という人間の動物的な部分を扱い自然法と接する部分と理解して納得出来るかとも思う。さて、著者も本稿冒頭で認めていることで、評者もこれに同意するが、バハオーフェンの叙述スタイルは「民族」単位での配列をとるため記述が錯綜する傾向があり、そのこともあってバハオーフェンの学問世界においてはその思考内容の論理的かつ整合的な把握が困難なことが否めない。これを全体的に見通せる視点から解きほぐし、読者にとってアプローチを容易とするのに格好の導き手として学界は著者を得たと評者は思量する。これからバハオーフェンの世界に関して婚姻、嫁資、相続などの隣接論点、さらに家族法一般に関する議論を展開され、これを解明してもらえることを楽しみに待ちたい。とりわけ、これらの議論をバハオーフェンの「自然」観念一般と結びつけて導いて頂くと大変有り難いと思う。最後に、批判的な姿勢も示したいと思ったが些細な点に関するコメント二箇所を付しうるのみである。(1)第二章四でのネラティウス文（D.50,1,9）の引用にあたって、筆者が『母権制』（下）一〇三頁では訳されている「適法な父をもたない者の」の箇所を本稿において省略されたのは、息子一般につき分娩時基準が適用

されるとの誤解を読者に招きかねないかと思う。(2)第二章六での「帝王切開」（なお、『母権制』（下）一一五頁参照）であるが、“sectio caesarea”については、「切開する（caedo）」の派生形が語源である可能性もあるのではないかと思う。

（林　智良）